

公益財団法人沖縄県建設技術センター 適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県建設技術センター適合証明業務規程に基づき、公益財団法人沖縄県建設技術センター（以下「当機関」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(新築住宅の適合証明検査申請手数料)

第2条 新築住宅に係る設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査の適合証明検査申請手数料は、別表1(イ)欄に掲げる額とし、第4条の適用を受ける申請にあつては同表(ロ)欄に掲げる額とする。

(中古住宅の適合証明に係る申請手数料)

第3条 中古住宅の物件調査・適合証明申請手数料は、別表2に掲げる額とする。

(他の申請と適合証明検査申請を併せて行う場合の検査手数料の減額)

第4条 次の各号のいずれかに該当する新築住宅に係る設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査の適合証明検査申請手数料は、減額できるものとする。

- (1) 建築基準法の規定による建築確認申請を、当機関に同時又は事前に行う設計検査申請
- (2) 建築基準法の規定による中間検査申請を、当機関に同時又は事前に行う中間現場検査申請
- (3) 建築基準法の規定による完了検査申請を、当機関に同時又は事前に行う竣工現場検査申請
- (4) 住宅の品質確保の促進に関する法律の規定による設計住宅性能評価申請を、当機関に同時又は事前に行う設計検査申請
- (5) 住宅の品質確保の促進に関する法律の規定による建設住宅性能評価申請を、当機関に同時又は事前に行う中間現場検査申請又は竣工現場検査申請

(手数料の減額)

第5条 当機関は、適合証明業務を効率的に実施できる場合等にあつては、実費を勘案し検査手数料を減額することができる。

(手数料の納入期限及び納入方法)

第6条 申請者は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査又は物件調査・適合証明の申請時に当該申請に係る手数料を、当機関に直接現金で納入、又は当機関の指定する銀行口座へ振込により納入する。

2 手数料の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

(船賃又は航空運賃等の実費の加算)

第7条 申請住宅の所在地が、本島以外の市町村又は離島にあつては、第2条の現場検査手数料又は第3条の手数料の額に、申請者と協議のうえ、船賃又は航空運賃等その他の実費を加算するものとする。

(手数料の返還)

第8条 収納した手数料は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条)

新築住宅の適合証明手数料

検査種別		戸数分類等	手数料(消費税込み)	
			(イ)単独申請	(ロ)併願申請(※1)
設計検査	一戸建て等	1戸	10,000円	6,000円
	共同建て	50戸未満	50,000円	
		50戸以上	100,000円	
中間現場検査	一戸建て等	1戸	18,000円	11,000円
竣工現場検査	一戸建て等	1戸一般	18,000円	11,000円
		1戸特例(※2)	36,000円	22,000円
	共同建て	一般申請(※3)	20,000円+2,000円×戸数	
		一括申請(※4)	20,000円+ 600円×戸数	

※ 1 併願申請とは、下記の申請をいう。

設計検査：設計検査申請までに、当機関に確認申請又は設計住宅性能評価申請を行っている申請。

中間現場検査：中間現場検査申請までに、当機関に建築基準法に基づく中間検査申請又は建設住宅性能評価申請を行っている申請。

竣工現場検査：竣工現場検査申請までに、当機関に建築基準法に基づく完了検査申請又は建設住宅性能評価申請を行っている申請。

※ 2 特例とは、竣工済みの一戸建て住宅の適合証明業務の特例を受ける申請をいう。

※ 3 一般申請とは、適合証明が必要な戸数のみの申請をいう。

※ 4 一括申請とは、適合証明の申請を団地単位で行うことをいう。

別表 2 (第 3 条)

中古住宅の適合証明手数料

(1) 一戸建て等

対象種別	手数料(消費税込み)
証券化支援住宅	42,000円

(2) マンション

対象種別	手数料(消費税込み)	
	マンション登録情報無し	マンション登録情報有り
証券化支援住宅	42,000円	27,000円

(1)、(2)で耐震評価が必要な建築物は、上記金額に1万円を加えた額とする。

※ 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月30日以前)の建築物

※ 別表 2 (第 3 条関係)に係る再調査を必要とする場合は、上記受領済手数料額の40%の額とする。